

○越谷市障害児就学支援委員会条例

平成 11 年 3 月 31 日

条例第 18 号

(設置)

第 1 条 障害のある児童、生徒及び就学予定者(以下「障害児」と総称する。)に対する適正な就学に係る教育的支援を図るため、越谷市障害児就学支援委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、越谷市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 障害児の障害の種類及び程度の判断に関すること。
- (2) 障害児の就学に係る教育的支援に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 医師
 - (3) 教育職員
 - (4) 児童福祉施設の職員
 - (5) 関係行政機関の職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議には必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育部教育センターにおいて処理する。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年条例第 44 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年条例第 20 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年条例第 40 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年条例第 99 号)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。